

事務連絡
平成31年1月11日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各国公立大学長
各公私立短期大学長
文部科学大臣所轄各学校法人理事長 殿
各国公立高等専門学校長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役

文部科学省高等教育局学生・留学生課

特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印
紙税の非課税措置に係る申請について

文部科学行政につきましては、平素より御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

平成28年4月から、経済的理由により修学困難な生徒又は学生に対して無利息等の条件で行われる奨学金貸与事業に係る消費貸借契約書について、印紙税を非課税とする「特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置」については、平成28年度税制改正において平成31年3月31日までの時限措置として創設されました。

このたび「平成31年度税制改正の大綱」（平成31年12月21日閣議決定）において「特定の学資としての資金の貸し付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を3年延長する」こととされ、改正法令の国会での成立を前提に、本制度は延長されることとなります。

本制度の適用を受けるためには、奨学金貸与事業が本制度の要件を満たしていることについて、文部科学大臣の確認を受ける必要があります。この確認を受けることを希望する場合には、別添の手引きを御参照の上、申請をお願いいたします（平成31年度の申請期間：平成31年1月17日～同年2月15日）。なお、当該手引きは文部科学省のホームページ（※）においても掲載しております。申請の様式は、当該ホームページよりダウンロードをお願いいたします。

※http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1372252.htm

都道府県教育委員会及び都道府県知事等におかれては、域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び市町村、所管又は所轄の学校（専修学校の高等課



程及び専門課程を含む。)その他の教育機関等関係機関に対してこのことを周知していただくようお願いいたします。

(注1) 都道府県等が行う高等学校等の生徒に対して無利息で行う奨学金貸与事業に係る消費貸借契約書については、引き続き、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第91条の3第1項の規定により印紙税が非課税となりますので、新たに確認申請をする必要はありません。

(注2) 平成28年7月～8月、平成29年1月～3月又は平成29年10月～11月の募集で確認を受けた法人・個人についても、確認書の有効期限が平成31年3月31日までとなっておりますので、引き続き本制度の適用を希望する場合には、改めて確認申請をしていただく必要があります。

(担当)

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課
法規係 石川、貝原、川島

電話03-5253-4111(内線2517)